

特集・昭和52年度文教行政の展望

昭和52年度文教施策の展望	井内慶次郎	2
文教施策樹立のための調査・研究	浦山 太郎	11
初等中等教育の充実	西崎 清久	14
高等教育の計画的整備の推進	大崎 仁	24
学術研究の振興	植木 浩	33
国際交流・協力の推進	七田 基弘	40
社会教育の振興	山中 昌裕	49
体育・スポーツの振興と 学校保健、学校給食の充実	宮野 禮一	54
私学の振興	塩津 有彦	61
文教施設整備計画	佐藤 譲	66
文化行政の振興	中西 貞夫	71
文部省行政組織の整備と税制改正	高石 邦男	81

〔文部省の窓〕

教科書検定基準の大幅改正へ審議会が文部大臣に建議初等中等教育局教科書検定課	92
昭和52年度大学・高専卒業予定者の就職協定について.....大学局学生課	94

〔連載第8回〕

人物を中心とした体育・スポーツ郷土史<鹿児島県>.....稲田 敏文	83
------------------------------------	----

文化行政の振興

——参加する文化活動の促進、国立国際美術館の開館、

国立歴史民俗博物館(仮称)の建設着手など——

中西 貞 夫

文化庁関係の昭和五十二年度予算額は、二百七十八億六千八百二十一万五千円で、これは昭和五十一年度当初予算額二百三十八億一千四百三十万六千円に比べて、四十億五千三百九十万九千円(一七%)の増額となっている(官庁営繕費関係を含めた総額は、二百八十億三千四百九万九千円である)。

これを主要事項別にみると、まず芸術文化の振興では、地域住民が積極的に参加する文化活動の促進と高校総合文化祭の経費を計上するほか、芸術祭の拡充を図り、こども・青少年芸術劇場、移動芸術祭についても、それぞれ公演費を増額することとした。また、芸術家の国内研修制度の新設、芸術関係団体補助の増額等その創作活動等の助成を行い、地方文化施設の整備においても、補助単価の引

き上げ及び特別文化施設整備費補助を新規計上している。

次に、文化財保護の充実については、史跡買上げに対する補助等文化財の公有化の促進と埋蔵文化財保護対策の充実を図り、無形文化財、民俗文化財及び文化財保存技術の保護についても、重点的に所要の経費を計上している。また、重要無形文化財保持者に対する特別助成金を増額することとしている。このほか建造物等有形文化財の保存について引き続きその充実を図っている。

国立の文化施設の整備としては、国立国際美術館及び東京国立近代美術館工芸館の二つの開館と、国立歴史民俗博物館(仮称)及び国立演芸資料館(仮称)の二つの建設着手を行うこととなった。このほか、第二国立劇場(仮称)の設立準備を引き続き進めるとも

に、国立能楽堂（仮称）については建設用地の調査を実施し、新たに、国立文楽劇場（仮称）の設立準備費を計上し、基本構想の策定を行うこととしている。

なお、文化行政長期総合計画については、五十一年十一月三日に公表された「文化行政長期総合計画懇談会中間まとめ」に示唆された事項が一部本年度予算に新たに盛り込まれているが、五十二年度は、本年三月公表の「まとめ」の具体的推進を図るため、新たに会議を設け、必要な調査研究を行うと共に、文化統計資料の整備、文化白書の刊行を行う。

以下、文化庁の予算及び事業の内容を、「芸術文化の振興」、「文化財保護の充実」、「国立文化施設の設立準備」に分けて概説することとする。

芸術文化の振興

昭和五十二年度の芸術文化関係の予算は、本庁及び各附属機関の人員費を除き、五十三億六千四百万円であり、前年度予算に比し、七億六千四百万円の増（一六・六％）となっている。

一 地方の芸術文化の普及

(一) 芸術文化の普及

(1) こども芸術劇場

六歳から十三歳までの小・中学校の児童・生徒を対象に一流芸術家による優れた児童劇、音楽劇・バレエ等を無料で鑑賞する機会を

町村が行う各種の芸術文化活動行事（文化施設の行う自主事業を含む）に補助することとし、七十市町村分一億四千万円を計上している。

(2) 都道府県文化活動費補助

都道府県が主催する芸術文化事業を促進して地方における芸術文化の振興に資するため昭和四十三年度から都道府県が行う音楽、演劇、舞踊、美術、文芸等の事業に補助してきたが、昭和五十二年には新たに高校生の演劇、音楽、邦楽等の活動を助長し、高校生の全人的発達に資するため、高校演劇、音楽、邦楽祭の県大会及び全国大会を含めて補助することとし、五千四百十八万円を計上している。

(3) 指導者の派遣等

地方におけるアマチュア芸術文化活動の振興を図るため地方の要請に応じて指導者を派遣するとともに、地方における芸術文化活動のリーダー等に対する研修会を開催するための経費一千四十六万円を計上している。

(4) 地方文化指導者海外派遣費補助

都道府県・指定都市の文化行政担当職員その他地方文化の指導者を海外に派遣して、諸外国の文化行政、文化事情を調査させるため地方文化指導者の海外派遣に必要な補助金百五十一万円（四人分）を計上している。

(三) 地方文化施設の整備

地方芸術文化推進の拠点として重要な役割を果たしている文化施設（芸術文化活動の発表の場ともなり、舞台芸術鑑賞の場ともなる

提供する事業で、昭和四十九年度から実施している。昭和五十二年度は公演費の単価増を図り前年と同じく五種目百八十八回の公演を行う経費一億四千九百七十七万円を計上している。

(2) 青少年芸術劇場

十四歳から十九歳までの青少年を対象に、一流芸術家による優れたオペラ、バレエ、歌舞伎等を無料で鑑賞する機会を提供する事業で、昭和四十二年より実施している。昭和五十二年度は、公演費の単価増を図り、全国で八種目計百九十二回公演する経費二億八千百二十一万円を計上している。

(3) 移動芸術祭

昭和四十六年度から実施している移動芸術祭は、昭和五十二年度は春季に従来の歌舞伎、新劇、交響楽、オペラ、バレエに邦楽・邦舞を加え六種目とするほか公演費の単価増を図り、春季九十一公演、秋季九種目百七十六公演を実施する経費三億八千二百二十一万円を計上している。

(4) 美術展の開催

国立美術館と公立美術館の協力企画による巡回美術展、日展、院展等の受賞作品の巡回展及び各県で開催される県展から優れた作品を選抜して展示する県展選抜展の経費として九百七十六万円を計上している。

(二) 参加する文化活動の促進等

(1) 参加する文化活動費等補助

地域における住民が単に芸術文化を享受するにとどまらず、積極的に各種の芸術文化活動に参加できるようにするため、新たに、市

劇場、音楽ホール、美術展示場等の機能をもつ施設）の整備については、さしあたり人口十万人以上の都市及び広域市町村圏の中心都市で文化施設未設置の都市からという方針で昭和四十二年からの建設に対して補助を行っている。この文化施設整備費補助は昭和五十一年度の一館当たり単価五千八百万円を昭和五十二年には七千万円に増額し、十四館分九億八千万円を計上している。

また新たに都道府県域を越えた地域において中核的な文化拠点となる文化施設を建設する都道府県等に対し建設費を補助することとし一施設分二億円を計上している。

二 芸術文化の創作活動の助成等

(一) 芸術祭及び芸術選奨

毎年秋に実施している国の芸術祭は、昭和五十二年度は三十二回を迎える。昭和五十一年度の邦楽・邦舞、交響楽、オペラ、バレエ、モダンダンス、演劇の六種目に、新たに大衆芸能及び民族芸能、民謡二種目を加え、八種目の公演費等六千四百四十七万円を計上している。民族芸能、民謡の種目については、後述するように「日本民謡まつり」として、我が国の各地の伝統的な民謡及びアジア諸国から招へいする民族芸能の公演を合わせ行うこととしている。

また芸術各分野において年間に優れた業績をあげた者及び優れた新人を選奨する芸術選奨については、文部大臣賞、文部大臣新人賞等の経費八百三十六万円を計上している。なお新人美術作品買上経費として二百八十九万円を計上している。

(二) 芸術家の研修

(1) 芸術家国内研修

我が国芸術文化の振興を図るため、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等の各分野における新進芸術家を国内の専門研修施設で研修させることとし、新たに昭和五十二年度は三十名に対し、年額四十万円の研修費を支給するための経費一千二百五十万円を計上している。

(2) 芸術家在外研修

美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術・舞台照明等の各分野から将来性に富む新進の芸術家を選んで海外に派遣し、専門分野について実地に研修させ、有為な人材の育成に資するもので、昭和四十二年頃から実施している。昭和五十二年度は昭和五十一年度同様研修期間一年の研修員二十八名、研修期間二年の研修員四名を派遣するための経費一億三千九百五十九万円を計上している。

(3) 芸術文化指導者等の海外派遣

芸術各分野の指導的立場にある人を短期間海外に派遣し海外の芸術文化について調査研究させるとともに、芸術家在外研修員の研修の実態を調査するための経費五百五十六万円を計上している。

(3) 芸術文化関係団体の事業に対する助成

芸術文化の向上普及のための従来から、創作活動、地方芸術文化振興、在京オーケストラ助成、青少年等への芸術普及、芸術文化資料の整備、芸術文化の国際交流等の事業を活発化し、その促進充実に図るため、芸術文化団体が行うこれらの事業に対して補助しているが、昭和五十二年度は、五十一年度より一億六百二十万円増の九億円を計上している。

(四) 優秀映画の促進

前年度に引き続き、優秀映画の製作促進のための奨励金一億円（一本一千万円、十本分）及び子ども向けテレビ用優秀映画の製作促進のための奨励金（一本六百万円、五本分）の交付を行い、映画の質の向上を図ることとしている。

(四) テレビ「美をもとめて」の放送

五十・五十一年度に引き続きテレビ放送実施委託費一億七千九百十八万円が計上された。文化庁企画提供のテレビ番組「美をもとめて」を毎週一回二十四局から放送する。

(六) その他

(1) 外国人に対する日本語教育

国際交流の活発化に伴い、外国人に対する日本語教育を充実発展させる必要性が増大しつつあるが、昭和五十二年度は、本庁においてこの日本語教育推進のための調査研究開発の促進を図るため四百六十万円を計上するとともに国立国語研究所の日本語教育センターの充実を図るため同研究所の経費に四千七百万円を計上している。

(2) 国語施策の改善等

国語審議会において引き続き国語施策の改善の具体策について審議するとともに、国語施策についての意見調査、国語施策中間報告調査説明協議会及び国語問題研究協議会の開催、教育における国語問題の調査、国語に関する普及資料の作成・配布、国語施策に関する実態調査等を実施するための経費及び国語施策に関する海外調査を行うための経費として、二千七百六十九万円を計上している。また新たに、各地方言収集緊急調査補助事業を行うこととしている（六百万円、民俗文化財調査補助に計上）。

(3) 著作権思想の国際的普及

我が国の著作物やレコード等が普及している東アジアにおける著作権事情を実地に調査するとともに、我が国の著作権制度に対する海外の認識を深めるため、同制度の概要を紹介する欧文パンフレットを作成・配布することとし百四十七万円を計上している。また諸外国の著作権法令を翻訳刊行するための経費として百一十万円を新たに計上した。

(4) 世界の宗教事情調査

昭和四十八年度から国と宗教との関係、国と宗教団体との関係等についての諸外国の実情調査を実施しているが、昭和五十一年度は、南アメリカ地域の実地調査を行うこととし百五十八万円を計上している。

三 国立美術館等の開館・充実

(一) 国立国際美術館の開館

昭和四十五年大阪で開催された日本万国博覧会において、万国博美術館として使用された施設を活用、新しい国立美術館を設置して欲しいとの各方面からの要望を背景に、文化庁では国立国際美術館の設立準備にあたってきた。昭和五十二年度は、国立国際美術館を文化庁の附属機関として設置し、同年秋に開館するため、事業管理費、美術作品購入費、特別展開催費等として二億三千十三万円を計上するとともに、設立準備調査室職員十三名を振り替え、新たに二名を増員し計十五名の職員で発足することとしている。

(二) 東京国立近代美術館工芸館の開館

東京都千代田区の旧近衛師団司令部庁舎を活用して東京国立近代美術館の工芸館とすることとし、昭和五十二年秋に開館するため、その事業管理費、美術作品購入費、特別展開催経費、施設整備費等三億七千七百四十九万円を計上したほか五名の職員を増員することとしている。

(三) 東京国立近代美術館

前述の工芸館の開館経費の他、特別展「明治洋風美術の流れ」開催費等を含め二億二千二百六十九万円を計上している。

(四) 京都国立近代美術館

特別展「今日の造形ハ織——アメリカと日本——」開催費を含め一億三千九百六十六万円を計上している。

(五) 国立西洋美術館

特別展「ルネサンス工芸展」開催費を含め二億四千八十一万円を計上している。

(六) 国立国語研究所

昭和四十九年に新設した日本語教育センターに研究員一名の増員を図ることとしたほか、新たに辞典編集経費を含め二億二百六十四万円を計上している。

(七) 日本芸術院

日本芸術院会員年金の一人当り百七十五万円への増額を図る等計二億三千七百七十九万円を計上している。

文化財保護の充実

昭和五十二年年度の国の文化財保護関係予算は、本庁及び各附属機関の人件費を除き、百九十一億六千四百一十一万円であり、前年度当初予算に比し三十一億八千七百十六万四千二百〇〇の増となっている。

特にこのうち、昭和五十年に文化財保護法が改正されたことに伴う文化財保護法改正関係予算は、十三億五千九百五十九万四千円であり、前年度当初予算に比し二億五千六百四十四万四千二百〇〇の増となっており、その内訳は埋蔵文化財保存対策十億九千四百七十一万四千円、民俗文化財の保護六千四百八十八万四千円、伝統的建造物群保存地区保存対策一億四千七百十七万四千円、文化財保存技術保護五千八百七十八万四千円、その他三千七百十三万四千円である。

一 有形文化財の保存整備

有形文化財の修理事業については、建造物保存修理関係では、東大寺金堂等の継続事業をはじめとして二十三億一千八百九十二万四千円、美術工芸品関係では一億九百七十五万四千円の補助金を計上している。

また、国有文化財建造物で国が直接修理を行うものとしては、前年度からの継続事業として北海道大学農学部第二農場七千二百二十万四千円、旧近衛師団司令部庁舎八百二十万四千円、旧帝國京都博物館五千四十万四千円、旧緒方洪庵住宅一千七十七万四千円の修理費をそれぞれ計上している。同じく国有文化財美術工芸品についても、一千八十七万四千円の修理費を計上している。

解決は、文化財保護行政の上で最も緊急の課題の一つとなっている。

(一) 史跡等買上げ費補助

史跡指定地のうち民有地については、開発の急激な進展により法による現状変更の規制のみでは史跡保存の万全を期することが困難となってきたため、かねてからその公有化を推進してきたが、昭和五十二年度は、史跡等買上げ費補助を大幅に増額し、五十五億四千円(補助率八〇%)を計上している。またこのほか、昭和四十九年度より地方債又は土地開発公社等による先行取得に対してその償還又は再取得の経費を後年度に補助する方法も併せて行い、史跡等の公有化の促進を図ることとしている。

(二) 修理、環境整備費補助

史跡内の石垣の修理や建物の屋根の葺替え等の修理事業及び整地、芝張り、植樹等の環境整備事業については、五億四千五百二十一万四千円の補助金を計上している。

(三) 防災施設設置費等補助

史跡等の防災事業及び囲柵、標識、説明板等の保存施設事業については、一千九百八十五万四千円の補助金を計上している。

また、昭和四十九年度より史跡等の保存管理計画の策定に要する経費を補助しており、昭和五十二年度は一千二百六十七万四千円の補助金を計上している。

(四) 平城宮跡及び飛鳥・藤原地域の保存整備

平城宮跡や飛鳥・藤原地域は、我が国の歴史上その意義が特に重要なものであるため、その保護のために毎年重点的に予算を計上し

重要文化財の防災事業については、建造物関係では、警報設備、消火設備、避雷設備の設置等の一般防災のほか、火除地の設置などの環境保全の事業を実施する経費として四億六千六百四十万四千円の補助金を計上している。美術工芸品関係では、一般防災と保存庫の設置に八千二百四十万四千円の補助金を計上したほか、指定文化財を多数所有する社寺の収蔵庫建設費補助として九千三百八十九万四千円を計上している。

また、民家買上げ補助金として一千八百二十三万四千円、歴史資料調査費補助金として一千五百万円を計上したほか、前年度に引き続き古文書調査等に要する経費を計上している。

二 重要文化財等の買上げ

重要文化財等の散逸、海外流出等を防止し、国がこれを買上げて積極的にその保存、活用を図るため、重要文化財買上げ費十五億一千九百八十四万四千円(一五%増)を計上し、また、無形文化財資料の購入に要する経費三百二十六万円を計上している。

このほか、国立歴史民俗博物館(仮称・後記)の資料購入費として五千万円を、東京、京都、奈良の三国立博物館の陳列品購入費として三億二千三百万円を計上している。これらを合わせた買上げ費の合計は十八億九千六百一十一万四千円である。

三 史跡名勝天然記念物の保存整備

最近の各種国土開発事業等の急速な進展に伴い、史跡名勝天然記念物や埋蔵文化財の保護の問題が各地で提起され、これらの問題の

しており、その保存整備が着々と進んでいる。

まず、平城宮跡については、国費による東院地域の土地の買上げ費二億九千九百四十八万四千円(先行取得分の土地の再取得費を含む)、発掘調査費一億八千五百万円、整備管理費一億一千四百四十万四千円等総額六億七千七百六十五万円を計上している。

飛鳥・藤原地域については、藤原宮跡等の土地の国費による買上げ費五億五千万円、重要遺跡の発掘調査費一億二千三百六十九万四千円、遺跡の整備管理費二千二百四十万四千円等総額で七億九千三百二十五万円を計上しているほか、広く国民一般に飛鳥地域の歴史と文化財を理解させるための展示施設として、飛鳥資料館(昭和五十年三月開館)を運営している。

(四) 天然記念物の保存対策の充実

動植物等の天然記念物についても、開発等による生育環境の変化の結果、その保存が憂慮されているが、これに對して、保護増殖事業費補助、緊急調査費補助、カモシカ等食害対策調査研究委託費等総額七千二百五十三万円を計上している。

四 埋蔵文化財の保護

(一) 全国遺跡分布地図作成

国土開発の急激な進展に對処して、埋蔵文化財の保護を図るため、埋蔵文化財包蔵地を周知させる必要があり、昭和四十六年度から実施している全国遺跡分布調査を基礎として、昭和四十八年度から都道府県別に全国遺跡分布地図を作成しているが、昭和五十二年度は、このための経費として一千七百四十一万円を計上し地図作成

の促進を図ることとしている。

(二) 重要遺跡基本資料整備費補助等

昭和五十年の文化財保護法の改正により、国及び地方公共団体が、埋蔵文化財包蔵地について周知の徹底のために必要な措置の実施に努めるよう規定が設けられたが、昭和五十一年度単年度で実施した遺跡周知費補助に引き続き、昭和五十二年には重要遺跡基本資料整備費補助として各都道府県が周知の遺跡のなかでも極めて重要な遺跡とされるものについて、各遺跡ごとに航空写真上に実態を図示するなどの基本的資料の整備を図り、その積極的な保存に資するための事業に補助を行うこととし、二千万円を計上している。

また、遺跡が広範囲に集中している地域について、その総合的な保存対策を検討するため広域遺跡保存対策調査費として三百五十一万円を計上している。

(三) 埋蔵文化財調査費補助

埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に先立って行う発掘調査費の補助九億五千三百五十五万円、特に大規模な開発が予想される地域に所在する遺跡についての遺跡詳細分布調査費の補助四千五百万円、重要遺跡についてその範囲と性格を究明するための重要遺跡確認緊急調査費の補助三千六百四十五万円、総額十億三千五百万円（前年度八億六千五百万円）を計上している。

(四) 文化財パトロール

開発等から文化財を守るため、各都道府県が文化財保護指導委員会を委嘱し、重要文化財建造物及び史跡名勝天然記念物並びに重要な埋蔵文化財包蔵地を巡視させる等のための経費について、二千万

百三十万円の補助金を計上している。

(四) 地方埋蔵文化財調査センター設置費補助等

昭和五十二年においては、二年連続で整備を行うこととし、その第一年度二館分として六千五百万円を計上しているほか、奈良国立文化財研究所の埋蔵文化財センターに、新たに遺跡保存の研修課程を増設し、定員を二名増員（現在十五名）するとともに、運営費四千四百九十二万円を計上している。

五 無形文化財の保護

重要無形文化財の保持者（いわゆる人間国宝）に支給する特別助成金を一人当たり百二十万円から百五十万円に増額することとしている。

また、重要無形文化財を保存するための伝承者養成、公開、地方無形文化財の調査・記録作成の補助など総額二億五千七百八万円を計上している。

なお、特殊法人国立劇場については、役職員給与、管理運営費、伝承者養成事業費等総額十六億一千三百二十四万円を補助することとしている。

六 民俗文化財の保護

昭和五十年の文化財保護法の改正により、民俗文化財の制度が整備されたが、無形の民俗文化財については、重要無形民俗文化財の保護団体等が行う保存事業の補助として五千万円を計上し、また、重要有形民俗文化財については、収蔵庫建設費補助金四千五百万円

を計上している。なお、地方歴史民俗資料館の建設費補助金を大幅に増額して二億一千五百万円（県立二館、市町村立三十五館）を計上した。

さらに、新たに防災施設整備費補助金三百十八万円、各地方言収集緊急調査費補助金六百万円を計上し、また、各地に伝わる民謡を一堂に集めて披露する「日本民謡まつり」の公演経費として一千二百二十四万円を計上する（芸術祭予算に計上）など、民俗文化財の保護のため総額三億九千七百七十二万円を計上している。

七 文化財保存技術の保護

文化財保存技術の保護については、昭和五十年の文化財保護法の改正により、新たに選定の制度が整備されたが、昭和五十二年度は、前年度に引き続いて建造物修理技術者等の伝承者養成事業を行う六団体に對して補助するとともに、新たに美術刀剣の主要材料である玉鋼（たたら吹き）製造技術の伝承事業を行う団体に對する補助金として一千五百万円を計上し、個人については二十一人（昭和五十一年度は十二人）につき一人当たり八十万円の補助を行うなど総額六千七十八万円を計上している。

八 伝統的建造物群保存地区の保存

集落、町並みの保存については、昭和五十年の文化財保護法の改正により、伝統的建造物群保存地区制度が新設されたが、重要伝統的建造物群保存地区（市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち文部大臣が選定する地区）について、前年度に引き続いて市町

村が実施する保存修理、防災施設費及び買上げ等に対する補助として九千三百三十八万円、集落、町並み調査費として二百十五万円、市町村が伝統的建造物群保存地区の保存対策の樹立に資することを

目的として行う保存状況等の調査及び保存計画の策定に関する事業に対する補助として六百六十二万円を計上しているほか、新たに重要伝統的建造物群保存地区に選定するための調査費二百二万円、総額一億四百十七万円を計上している。

九 国立博物館等の充実

運営費については、陳列品購入費として、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館の三館を合わせて三千万円増の三億二千三百万円を計上しているほか、各博物館における特別展開催費として、東京国立博物館は「東洋の漆芸」六千八百十万円、京都国立博物館は「日本上古の東西文化」四千五百三十六万円、奈良国立博物館は「観音菩薩展」及び「正倉院展」三千二百三十一万円をそれぞれ計上している。また、京都国立博物館に文化財修理所新営調査費として三百万円を計上している。

そのほか、東京国立博物館において、新たに、客員研究制度を設け、この経費として五百十一万円を計上している。

このほか、国立歴史民俗博物館（仮称・後述）の資料購入費として五千九十九万円を、東京、京都、奈良の三国立博物館の陳列品購入費として三億二千三百万円を計上している。

施設整備については、新たに、東京国立文化財研究所の研究棟増築工事費として一億四百万円、奈良国立文化財研究所の庁舎統合移

転の経費として三億円を計上した。

国立文化施設の設立準備

一 国立歴史民俗博物館（仮称）建設着手

国立歴史民俗博物館（仮称）の設立準備は、昭和四十二年度から進められており、建設予定地は千葉県佐倉市の佐倉城跡である。

昭和五十二年度においては、建設工事の初年度として新たに、施設整備費八億五千三百万円を計上したほか、前年度に引き続き、博物館資料買上げ費五千九百万円、復元模造等の資料製作費八千二百四十四万円など、総額十億六千八百四十九万円を計上して、その設立準備を進めている。

二 国立演芸資料館（仮称）建設着手

落語、講談、浪曲、漫才等の伝統的な大衆芸能の多くは、貴重な資料の散逸、滅失等が目立ち、正統的な芸の後継者が減少しているなど憂慮すべき状態にある現状にかんがみ、これらの資料の保存活用、技芸の継承を図るため、国立演芸資料館（仮称）を設立することとし、昭和四十九年度から設立準備に必要な経費を計上してきており、五十一年度には東京都千代田区の国立劇場の隣接地に建設用地を購入したが、昭和五十二年度においては、新たに実施設計の策定を行い、建設工事に着手することとし、一億三千八百五十九万円を計上している。

三 第二国立劇場（仮称）設立準備

現代芸術のための第二国立劇場の設立については、昭和四十六年度から調査費が計上され、調査検討が始められ、昭和四十七年十二月に第二国立劇場設立準備協議会が発足し、その中に事業専門委員会、さらに同委員会に音楽、演劇、舞踊の各部会が設けられて、第二国立劇場の目的、性格、事業、施設等の基本的な考え方について、慎重な検討が続けられてきた。昭和五十二年度においては、協議会においていっそう具体的な調査検討を行うほか、施設計画の策定等を行うこととして、一千七百八十九万円を計上している。

四 国立能楽堂（仮称）設立準備

国立能楽堂（仮称）を建設するための建設用地の利用計画等の調査費四百四十七万円を計上している。

五 国立文楽劇場（仮称）設立準備

新たに国立文楽劇場（仮称）を大阪市に設立するため、その基本構想の策定等に要する調査費七百万円を計上している。

（文化庁長官官房会計課長）

〔特集・学歴問題〕

教育と学歴問題

新堀 通也

学歴問題の背景

京極 純一

〔座談会〕

学歴問題を語る

〔出席者〕

森 隆夫・西 功・谷口 隆志

西村 通洋・△司会▽

浦山 太郎

学歴問題の意識と実態

橋爪 貞雄

学歴と実力

豊原 恒夫

企業と学歴

永田 時男

〔解説〕

高学歴と経済的効率

長浜 元

△資料▽

学歴問題に関連する諸調査について

大臣官房企画室

△教育研究報告▽

「コンピューターを用いた

学級における個別学習」の研究

芦葉 浪久

◇通いながれてゐる道が桜花のトンネルになった。目がさめるようにパツと明かるい。桜の並木を抜けると家々の庭から薄赤い桃、黄色いレンギョウがはみだして道行く人を楽しませている。スズメやシジュウカラの動きも活発になった。とかく東京には自然が少なくと言われているが、場所と時期にもよる。木々、草々のうきうきとした華の競いに、都会に生きる日本の四季のよさを改めて感じさせられる。

◇昨年の夏の終り頃ふと思ひ立った早朝マラソンも、三月初め紫草が芽吹く頃から張りができた。厳寒の冬の早朝は起きるのが辛い。予算の時期で帰宅が遅いせいもあるが、空は曇り、木は枯れ、街の目ざめも遅く何の楽しみもない。この時期を走り続けるほどの強い意志と体力は持ち合わせなかった。

◇人々が空を仰いで雲を眺め、自然を楽しむ機会が少ないのは、厳しい社会生活の現実があるせいもある。私が春に浮かれている頃は人事と入試の季節。悲喜こもごも様々の感慨を持って人々は、今を盛りの春の自然を見ていることであらう。

◇来月号では学歴問題を考えてみたい。

(Y)

MEJ 5199 月刊 「文部時報」 4月号 第1199号

文 部 省

著作権
所 有

昭和52年4月5日 印刷
昭和52年4月10日 発行

発行所 株式会社きょうせい
本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)
電話 東京(268) 2141(代表)
振替口座 東京9-161番
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 (〒33円)
年間購読料 2160円 (〒共)
* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店をお願いします。